

平成 30 年版

出入国管理



法務省入国管理局 編

平成30年版

出入国管理

法務省入国管理局編

はじめに

平成30年版「出入国管理」の発刊に当たって

法務省入国管理局は、国際化の時代の中で、様々な国・地域から多様な目的をもって来日する外国人の入国・在留がスムーズに行われるようにすることを通じて、健全な国際交流推進の一翼を担いつつ、同時に日本社会の秩序が保たれるよう、どのような外国人であれば入国・在留を認め、どのような外国人であればそれらを認めないかを見極める重要な役割を果たしています。そのためには、最先端の技術を活用する等し、円滑な出入国審査と厳格な出入国管理を高度な次元で両立させる出入国審査の高度化を実現していく必要があります。また、我が国の安全・安心を脅かす好ましくない外国人を法令に基づいて強制的に国外に退去させることによって、日本国民の安全や利益を守るという任務も担っています。さらに、難民の認定手続を整備し、真に庇護を求める者を迅速かつ的確に保護していくことも入国管理局に課せられた大きな役割です。

昭和34年から発刊されている「出入国管理」は、本書で24冊目になります。平成15年版以前の「出入国管理」では、5年間の出入国管理行政の歩みをまとめたものとして発刊していましたが、近年、出入国管理をめぐる情勢がめまぐるしく変化し、出入国管理行政も、その動きに的確に対応するべく、様々な新しい取組を行っています。そこで、平成16年版以後は、「出入国管理」は毎年の出入国管理行政の動きを取りまとめで発刊しています。

この平成30年版「出入国管理」では、入国管理局における業務の概要を紹介し、25年から29年までの過去5年間の業務の推移を見つつ、新たな技能実習制度の運用状況、外国人材の受入れ、観光立国実現に向けた取組、テロリスト等の確実な入国阻止など、最近の出入国管理行政を取り巻く状況や施策を、29年度の動きを中心に取りまとめています。

本書を通じ、出入国管理行政が、皆様にとって親しみやすく分かりやすいものとなれば幸いです。

平成30年11月

法務省入国管理局長 和田 雅樹

平成30年版

「出入国管理」のポイント

■平成30年版「出入国管理」の構成

- 本書は、出入国管理をめぐる近年の状況（第1部）、主要な施策（第2部）及び資料編で構成。
- 第1部では、平成25年から29年までの5年間の業務統計を基に、29年の業務状況を記載。
- 第2部では、出入国管理行政に係る主要な施策を記載（主に平成29年度の取組について記載。30年度の取組についても一部記載）。
- 資料編では、入国管理局の業務概要等を記載。

■第1部 出入国管理をめぐる近年の状況

○ 外国人入国者数

平成29年における外国人入国者数（再入国者数を含む。）は2,742万8,782人、再入国者数を除いた新規入国者数は2,509万2,020人（前年比19.0%増）。

○ 在留外国人数

平成29年末現在の中長期在留者数と特別永住者数を合わせた在留外国人数は256万1,848人。また、在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は2.02%であり、平成28年末と比べ0.14ポイント増加している。

○ 不法残留者数

平成30年1月1日現在の不法残留者数は6万6,498人であり、各年1月1日現在の数値としては4年連続で増加した。

■第2部 出入国管理行政に係る主要な施策等

○ 高度外国人材の受入れの推進

- ・ 平成24年5月から導入された「高度人材ポイント制」では、我が国の経済成長等に貢献することが期待されている高度な能力や資質を持つ外国人を対象としてポイント制による出入国管理上の優遇制度を講じている。
- ・ 「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、「高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討」として、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設すること、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直し及び更なる周知を促進すること等とされた。
- ・ これらを踏まえ、高度外国人材の永住許可申請のために必要な期間を従前の5年から3年（特に高度な能力を有する人材（ポイントの合計が80点以上）は1年）に短縮するとともに、ポイント加算項目の追加を行うこととし、平成29年4月から実施している。

○ 国家戦略特区における外国人材の受入れ

第193回国会において成立した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成29年法律第71号）において、「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業」及び「国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業」が特例措置として規定された（29年9月22日施行）。

○ 円滑かつ厳格な入国審査等の実施

- ・ 我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、自動化ゲートの設置・増設及び船舶観光上陸許可制度の運用等によるクルーズ船乗客に対する審査の合理化等によ

り、空海港における円滑な審査の一層の推進を図っている。

- ・ 上陸審査待ち時間を活用して前倒して個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する機器、通称「バイオカート」を、平成28年10月、特に審査待ち時間短縮効果が高いと思われる関西空港、高松空港及び那覇空港に導入し、29年4月から成田空港等12空港に、30年5月から北九州空港及び大分空港にも導入し、円滑な審査の一層の推進を図っている。
- ・ 平成26年の入管法改正により導入されたトラस्टイド・トラベラー・プログラムは、自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を、一定の要件を満たし、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた「短期滞在」の外国人に拡大するものであり、28年11月1日から運用を開始した。
また、日米間の出入国審査の迅速化に資するため、日米の入国管理当局間で具体的な運用を協議し、米国のグローバル・エントリー・プログラム（GEP）に登録していることを前提として、トラस्टイド・トラベラー・プログラムの利用希望者登録を申請する米国人について、要件の一部に適合することを要しないこととしている。
- ・ 顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続の合理化・円滑化を図る一方で外国人の出入国審査を充実させることにより、出入国審査手続の迅速化を図るため、平成28年度に実施した最適な顔認証ゲートの配備等に係る調査研究の結果を踏まえ、28年度及び29年度の2か年で開発を行い、日本人の帰国確認手続における顔認証ゲートの先行運用を、平成29年10月18日、羽田空港において開始した。また、平成30年中に、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港の上陸・出国各審査場に顔認証ゲートを順次、本格的に導入し、日本人の出帰国手続において運用している。
- ・ 観光客等を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止するため、個人識別情報、ICPO紛失・盗難旅券情報及びAPIS等を活用した厳格な出入国審査を継続して実施している。
- ・ 平成27年10月に法務省入国管理局内に設置した「出入国管理インテリジェンス・センター」において、国内外の関係機関との情報共有を推進し、その情報を活用し高度な分析を行い、その結果を空港等の地方入国管理官署で活用することにより厳格な水際対策を実施している。

○ 新たな技能実習制度の施行

- ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、平成29年11月1日、法務省及び厚生労働省が共管する「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」が施行された。
- ・ 同法に基づき、監理団体は主務大臣の許可を、実習実施者は技能実習生ごとに作成する技能実習計画の認定を受けるとともに、実習実施者としての届出を行うことになった。
- ・ 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定や罰則が設けられたほか、技能実習生による申告制度が設けられた。
- ・ 同法に基づき設置された法務大臣・厚生労働大臣の認可法人である外国人技能実習機構は、制度の管理運用機関として、監理団体の許可に関する調査、技能実習計画の認定、実習実施者の届出の受理、実習実施者・監理団体に対する実地検査等の国の事務を担うほか、技能実習生からの相談への対応・援助等を実施している。
- ・ 優良な実習実施者及び監理団体については、新たに創設された技能実習3号の受入れが認められ、技能実習の最長期間が3年から5年間に延長されたほか、実習実施者の常勤の職員数に応じた技能実習生の人数枠が倍増された。
- ・ 事業所管大臣が組織する事業協議会や地域ごとの国の関係機関等による地域協議会を通じて、各事業分野あるいは各地域に特有の課題への取組み、情報共有等を行う仕組みを設けた。
- ・ 送出国の適正化を主な目的として、各送出国政府との間で、順次、二国間取決めを作成することとし、平成30年10月末現在、10か国との間で作成済みである。

○ 不法滞在・偽装滞在者への対策等

- これまでの取組により不法残留者数は、平成5年以降、着実に減少していたものの、27年には22年ぶりに増加し、更に30年1月1日現在の不法残留者も約6万6,000人と4年連続で増加していることから、摘発の強化、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告の促進による更なる不法滞在者数の縮減に努めている。
- 「偽装滞在者」とは、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に有する在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者のことであり、入国管理局としては、偽装滞在者の摘発及び情報の収集・分析の強化などに努めている。また、平成29年1月には、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者に対する罰則や在留資格の取消事由の拡大等の措置を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成28年法律第88号）が施行された。
- 平成22年9月の日本弁護士連合会との間の合意に基づき、弁護士による被收容者の法律相談等の取組を行った。
- 退去強制令書が発付されているものの、病気治療や訴訟の提起等の送還に支障のある事情を有するために送還の見込みが立たない被收容者については、仮放免を積極的に活用し、より一層適正な退去強制手続の実施に努めた。
- 「入国者收容所等視察委員会」からの意見も踏まえ、引き続き、警備処遇の透明性がより一層確保されるよう努めるとともに、入国者收容所等の運営の改善向上を図っている。

○ 難民の適正かつ迅速な庇護の推進

- 法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」及び「難民認定制度に関する専門部会」から平成26年12月に提出された報告書上の提言の趣旨を踏まえ、27年9月、「難民認定制度の運用の見直しの概要」を取りまとめ、真の難民の迅速かつ確実な庇護を推進するための難民認定制度の見直しの一環として、濫用・誤用的な難民認定申請を抑制するための取組を進めてきたところであるが、依然として、濫用・誤用的な申請が急増し、真の難民の迅速な保護に支障が生じる事態となっている。

そこで、濫用・誤用的な申請が多く見られる正規滞在者からの難民認定申請について、平成30年1月15日から、①初回申請では、振分け期間を設け、振分け結果を在留資格に反映、②庇護が必要な者への更なる配慮、③濫用・誤用的な申請者への厳格な対応を主な内容とする更なる運用の見直しを行い、難民認定制度の適正化を推進している。

- 入管法施行規則の一部を改正する省令が平成29年5月1日に公布され、法務大臣のみに認められていた難民の認定に係る権限等を地方入国管理局長に委任したほか、再申請用の難民認定申請書の様式を新設し、案件処理過程の合理化を図った（平成29年6月1日施行）。
- 第三国定住による難民の受入れのパイロットケースとして、平成22年度からタイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民の受入れ及び定住支援が開始され、その後、「第三国定住による難民の受入れの実施について」（平成26年1月24日閣議了解）及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定）の内容に従い、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象とすることとなり、29年度には8家族29名が来日した。

○ 国際社会及び国際情勢への対応

- EPAに基づく平成29年度までの看護師・介護福祉士候補者の受入れ人数は、インドネシア2,116人、フィリピン1,943人、ベトナム673人となっている。
- 諸外国の入国管理局との様々なレベルでの意見交換や諸外国の関係機関からの視察の受入れを行う等、各国・地域と積極的に交流を図り、協力関係の強化に努めている。

平成 30 年版「出入国管理」目次

はじめに—平成 30 年版「出入国管理」の発刊に当たって

平成 30 年版「出入国管理」のポイント

目次

凡例

第 1 部 出入国管理をめぐる近年の状況

第 1 章 外国人の出入国の状況

第 1 節	外国人の出入国者数の推移	2
①	外国人の入国	2
(1)	入国者数	2
(2)	国籍・地域別	3
(3)	男女別・年齢別	4
(4)	目的（在留資格）別	4
ア	「短期滞在」	6
イ	専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人	8
a	「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」	10
b	「興行」	10
c	「技能」	10
ウ	「技能実習1号」	10
エ	「留学」	11
オ	身分又は地位に基づいて入国する外国人	12
②	特例上陸	14
(1)	寄港地上陸の許可	14
(2)	船舶観光上陸の許可	14
(3)	通過上陸の許可	14
(4)	乗員上陸の許可	14
(5)	緊急上陸の許可	14
(6)	遭難による上陸の許可	15
(7)	一時庇護のための上陸の許可	15
③	外国人の出国	15
コラム	入管行政の最前線から（出入国審査担当入国審査官の声）	16
第 2 節	上陸審判状況	17
①	上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理	17
②	被上陸拒否者	18

③	上陸特別許可	20
第3節	入国事前審査状況	20
①	査証事前協議	20
②	在留資格認定証明書	20
第2章 外国人の在留の状況		
第1節	在留外国人数	21
①	在留外国人数	21
②	国籍・地域別	21
③	目的(在留資格)別	22
(1)	「永住者」・「特別永住者」	22
(2)	専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人	24
(3)	「技能実習」	26
(4)	「留学」	26
(5)	身分又は地位に基づいて在留する外国人	26
第2節	在留審査の状況	27
①	在留資格の変更許可	28
(1)	留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可	28
(2)	「技能実習2号」及び「技能実習3号」への移行を目的とする在留資格変更許可	29
②	在留期間の更新許可	31
③	永住許可	31
④	在留資格の取得許可	31
⑤	再入国許可	31
⑥	資格外活動の許可	31
第3節	在留カード・特別永住者証明書の交付件数	32
①	在留カード	32
②	特別永住者証明書	32
コラム	入管行政の最前線から(在留審査担当入国審査官の声)	33
第3章 技能実習制度の実施状況		
第1節	制度の概要	34
第2節	監理団体の許可申請及び処理	34
①	監理団体の許可申請	34
②	監理団体の許可	34
第3節	技能実習計画の認定申請及び処理	35
①	技能実習計画の認定申請	35
②	技能実習計画の認定件数	35
第4節	不適正な事案への対処	35

①	現行制度	35
②	旧制度	36
第4章 日本人の出帰国の状況		
第1節	出国者	38
①	総数	38
②	男女別・年齢別	38
③	空港・海港別	39
第2節	帰国者	40
第5章 外国人の退去強制手続業務の状況		
第1節	不法残留者の状況	41
①	国籍・地域別	41
②	在留資格別	43
第2節	退去強制手続を執った入管法違反事件	44
①	概要	44
②	退去強制事由別	45
(1)	不法入国	45
(2)	不法上陸	46
(3)	不法残留	47
(4)	資格外活動	48
③	不法就労事件	49
(1)	概況	49
(2)	国籍・地域別	49
(3)	男女別	51
(4)	就労内容別	51
(5)	稼働場所（都道府県）別	52
④	違反審判の概況	53
(1)	事件の受理・処理	53
(2)	退去強制令書の発付	54
(3)	仮放免	55
(4)	在留特別許可	56
⑤	送還の概況	57
(1)	自費出国	58
(2)	国費送還	59
(3)	運送業者の責任と費用による送還	59
⑥	出国命令事件	59
(1)	違反調査	59

(2) 審査	60
ア 事件の受理・処理	60
イ 出国命令書の交付	60
(3) 出国確認	60

第6章 難民認定業務等の状況

第1節 難民認定の申請及び処理	61
① 難民認定申請	61
② 難民認定申請の処理	61
③ 仮滞在許可制度の運用状況	62
第2節 審査請求	63
① 審査請求	63
② 審査請求の処理	63
第3節 一時庇護のための上陸の許可	63
コラム 入管行政の最前線から（難民調査官の声）	64

第7章 人身取引対策及び外国人DV被害者保護

第1節 人身取引対策	65
① 人身取引対策への取組	65
② 人身取引被害者の保護	65
③ 人身取引加害者の退去強制	66
第2節 外国人DV被害者保護	67
① 概要	67
② 外国人DV被害者の認知件数	67

第2部 出入国管理行政に係る主要な施策等

第1章 新たな技能実習制度の運用状況	
第1節	制度の円滑な移行への対応 70
第2節	制度の拡充状況 70
①	優良な監理団体等への実習期間の延長 70
②	対象職種の拡大 70
第3節	技能実習の適正化及び技能実習生の保護に向けた新たな取組 70
①	事業協議会 70
②	地域協議会 71
③	二国間取決め (MOC) 71
④	技能実習生の保護 71
第2章 外国人材の受入れと出入国管理行政	
第1節	高度外国人材の受入れの推進 72
①	高度外国人材に対するポイント制による優遇制度の概要 72
②	高度専門職1号及び2号 72
	(1) 高度専門職1号の優遇措置 72
	(2) 高度専門職2号の優遇措置 73
③	受入れの現状 73
④	広報活動 74
⑤	「日本版高度外国人材グリーンカード」の運用状況 74
第2節	国家戦略特区における外国人材の受入れ 74
①	創業人材 74
②	家事支援人材 75
③	農業支援人材 75
④	海外需要開拓支援人材 75
第3節	その他の措置 76
①	建設・造船分野における緊急的・時限的措置 76
②	ファッションデザイン教育機関からの就労 77
③	日系四世の更なる受入れ 77
④	在留資格手続の円滑化・迅速化 77
⑤	外国人起業家の受入れ 77
第3章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施	
第1節	観光立国実現に向けた取組 78
①	バイオカートの導入 78
②	自動化ゲート 78

	(1) 自動化ゲートの利用促進	78
	(2) トラストイド・トラベラー・プログラム	79
	(3) 日本人出帰国手続への顔認証技術の導入	80
	(4) 外国人出国手続における自動化ゲートの利用拡大に向けた検討	80
	③ クルーズ船の乗客への対応	80
	④ 審査待ち時間短縮のためのその他の取組	81
	⑤ 審査待ち時間の計測方法の見直しと審査待ち時間の公表	81
第2節	水際対策の強化	81
	① 情報を活用した出入国審査	81
	(1) 個人識別情報を活用した入国審査の実施	81
	(2) I C P O 紛失・盗難旅券情報の活用	82
	(3) A P I 及び P N R を活用した出入国審査	82
	② 情報収集・分析の強化	82
	③ 空海港におけるパトロールの実施	83
コラム	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えた テロ対策の推進	84
コラム	入管行政の最前線から(警備業務担当入国警備官の声)	85
第4章	不法滞在・偽装滞在者への対策等	
第1節	不法滞在者対策の実施	86
	① 不法滞在者を減少させるためのこれまでの取組	86
	② 不法滞在者の更なる削減に向けた取組	86
	(1) 摘発の強化	86
	(2) 出頭申告しやすい環境の整備	86
第2節	偽装滞在者対策の実施	87
	① 偽装滞在者等について	87
	② 偽装滞在者等への取締りの実施	87
	(1) 情報の収集・分析の強化	87
	(2) 摘発の強化・法の積極的な適用による対応	88
コラム	偽装滞在者の在留資格取消事例	88
	③ 不法滞在や偽装滞在に関与するブローカー等への対応	89
第3節	処遇の適正化に向けた取組	89
	① 被收容者の処遇の一層の適正化に向けた取組	89
	② 入国者收容所等視察委員会の活動等	89
第4節	被退去強制者の送還促進	90
	① 送還忌避者の安全・確実な送還の実施	90
	② チャーター機を利用した集団送還の実施	90

③	IOM送還プログラムの利用促進	90
コラム	入管行政の最前線から（送還業務担当入国警備官の声）	91
第5章 難民の適正かつ迅速な保護の推進		
第1節	難民認定制度の見直し等	92
①	難民認定制度の運用の見直し	92
(1)	概要	92
(2)	適正な制度運用	92
②	入管法施行規則の改正による制度の見直し	93
③	難民認定制度の運用の更なる見直し	93
(1)	背景	93
(2)	概要	93
第2節	第三国定住による難民の受入れ	94
第3節	民間支援団体との連携の推進	95
第6章 国際社会及び国際情勢への対応		
第1節	条約締結等への対応	96
①	各国とのEPA締結交渉への主な対応	96
②	EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ	96
③	人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応	96
第2節	国際会議・国際交流	97
①	国際会議への対応	97
②	国際交流	97
第7章 広報活動と行政サービスの向上		
第1節	広報活動の推進	98
第2節	行政サービスの向上	99
①	外国人への案内サービス	99
②	入国管理局ホームページ	100
③	入国管理局公式ツイッター	100
コラム	地方入国管理局における広報活動（広報活動業務担当職員の声）	102
第8章 外国人との共生社会実現のための施策		
第1節	外国人集住都市会議への参加	103
第2節	政府全体の取組への参画	103

資料編

資料編 1 我が国の出入国管理制度の概要

第1節	目的と根拠法令	106
第2節	全ての人の出入（帰）国審査手続	106
①	外国人の出入国手続	106
②	外国人の入国（上陸）審査手続	107
	（1）入国（上陸）審査	107
	（2）口頭審理	107
	（3）異議の申出	107
③	入国・事前審査	109
	（1）査証事前協議	109
	（2）在留資格認定証明書	109
④	特例上陸許可	111
	（1）寄港地上陸の許可	111
	（2）船舶観光上陸の許可	111
	（3）通過上陸の許可	111
	（4）乗員上陸の許可	111
	（5）緊急上陸の許可	111
	（6）遭難による上陸の許可	111
⑤	日本人の出帰国手続	112
第3節	外国人の在留審査	112
①	在留資格制度	112
②	在留審査	115
	（1）在留資格の変更許可	115
	（2）在留期間の更新許可	115
	（3）永住許可	116
	（4）在留資格の取得許可	116
	（5）再入国許可	116
	（6）資格外活動の許可	116
③	在留資格取消制度	117
第4節	中長期在留者の在留管理制度等	117
①	中長期在留者の在留管理制度	117
	（1）在留カード	118
	（2）在留カードに係る届出・申請	119
	ア 住居地の届出	119
	a 新規上陸後の住居地の届出	119

b	在留資格変更等に伴う住居地の届出	119
c	住居地の変更届出	119
イ	住居地以外の記載事項の変更届出	119
ウ	在留カードの有効期間の更新申請	119
エ	紛失等による在留カードの再交付申請	119
オ	汚損等による在留カードの再交付申請	120
(3)	所属機関・配偶者に関する届出	120
ア	中長期在留者からの所属機関等に関する届出	120
a	活動機関に関する届出	120
b	契約機関に関する届出	120
c	配偶者に関する届出	120
イ	所属機関による中長期在留者に関する届出	120
(4)	電子届出システムを利用した取組	122
ア	入国管理局電子届出システム	122
イ	入国管理局正字検索システム	122
(5)	事実の調査	123
②	特別永住者に係る制度	123
(1)	特別永住者証明書	123
(2)	特別永住者証明書に係る届出・申請	124
ア	住居地の届出	124
イ	住居地以外の記載事項の変更届出	124
ウ	特別永住者証明書の有効期間の更新申請	124
エ	紛失等による特別永住者証明書の再交付申請	124
オ	汚損等による特別永住者証明書の再交付申請	124
③	法務省と市区町村の情報連携	125
第5節	外国人の退去強制手続	126
①	入国警備官の違反調査	128
②	入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理	128
③	法務大臣の裁決	128
④	在留の許否	128
(1)	在留が許可されない場合（退去強制）	128
(2)	法務大臣の裁決の特例（在留特別許可）	128
⑤	出国命令制度	129
第6節	難民の認定	129
①	難民条約等への加入	129
②	難民認定手続	129

(1) 難民の定義	129
(2) 仮滞在許可	129
(3) 事実の調査	130
(4) 法務大臣による難民の認定と認定の効果	130
③ 審査請求	130
④ 難民審査参与員制度	131
⑤ 一時庇護のための上陸の許可	131
資料編 2 組織・体制の拡充	
第1節 組織・機構	132
① 入国管理官署の概要	132
② 入国管理官署の組織の見直し	134
第2節 職員	135
① 入国管理局職員	135
② 増員	136
③ 研修	138
資料編 3 予算等	
第1節 予算	139
第2節 施設	139
資料編 4 出入国管理関係訴訟	
第1節 概況	140
第2節 主な裁判例	141
資料編 5 統計	
(1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移	144
(2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者数・在留の資格別在留外国人数の推移	151
(3) 個人識別情報を活用した入国審査の実施状況（平成29年）	159
(4) 偽変造文書等（頁欠落・損傷等旅券を含む。）発見件数の推移	159
資料編 6 平成20年4月1日以降の主な出来事	

関係図表目次

図表 1	外国人入国者数の推移	2
図表 2	主な国籍・地域別入国者数の推移	3
図表 3	男女別・年齢別外国人入国者数(平成 29 年)	4
図表 4	在留資格別新規入国者数の推移	5
図表 5	「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移	7
図表 6	観光を目的とした国籍・地域別新規入国者数(平成 29 年)	8
図表 7	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移	9
図表 8	「技能実習1号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	11
図表 9	「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	12
図表 10	身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移	13
図表 11	特例上陸許可件数の推移	14
図表 12	滞在期間別外国人単純出国者数の推移	15
図表 13	上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移	17
図表 14	口頭審理の処理状況の推移	18
図表 15	主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移	19
図表 16	上陸審判の異議申出と裁決結果の推移	20
図表 17	入国事前審査処理件数の推移	20
図表 18	在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	21
図表 19	主な国籍・地域別在留外国人数の推移	22
図表 20	在留の資格別在留外国人数の推移	23
図表 21	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移	25
図表 22	在留審査業務許可件数の推移	27
図表 23	在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移	28
図表 24	国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移	29
図表 25	国籍・地域別「技能実習2号」及び「技能実習3号」への在留資格変更許可人員の推移	30
図表 26	職種別「技能実習2号」及び「技能実習3号」への在留資格変更許可人員の推移	30
図表 27	国籍・地域別永住許可件数の推移	31
図表 28	在留カード交付件数(平成 29 年)	32
図表 29	特別永住者証明書交付件数(平成 29 年)	32
図表 30	監理団体の許可申請及び許可件数	35
図表 31	技能実習計画の認定申請及び認定件数	35
図表 32	受入れ形態別「不正行為」機関数の推移	36
図表 33	類型別「不正行為」件数(平成 29 年)	37

図表 34	国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移	37
図表 35	日本人出国者数の推移	38
図表 36	男女別・年齢別日本人出国者数（平成 29 年）	39
図表 37	滞在期間別日本人帰国者数の推移	40
図表 38	国籍・地域別不法残留者数の推移	42
図表 39	主な国籍・地域別不法残留者数の推移	43
図表 40	在留資格別不法残留者数の推移	43
図表 41	退去強制事由別入管法違反事件の推移	44
図表 42	国籍・地域別入管法違反事件の推移	44
図表 43	国籍・地域別不法入国事件の推移	45
図表 44	国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移	46
図表 45	国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移	46
図表 46	国籍・地域別不法上陸事件の推移	46
図表 47	国籍・地域別不法残留事件の推移	47
図表 48	国籍・地域別資格外活動事件の推移	48
図表 49	国籍・地域別不法就労事件の推移	50
図表 50	就労内容別不法就労事件の推移	51
図表 51	稼働場所別不法就労事件の推移	52
図表 52	違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移	53
図表 53	口頭審理請求件数及びその比率の推移	54
図表 54	退去強制事由別退去強制令書の発付状況	54
図表 55	主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況	55
図表 56	仮放免許可件数の推移	55
図表 57	退去強制事由別在留特別許可件数の推移	56
図表 58	国籍・地域別在留特別許可件数の推移	56
図表 59	国籍・地域別被送還者数の推移	57
図表 60	送還方法別被送還者数の推移	58
図表 61	国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移	58
図表 62	国籍・地域別出国命令による引継者数の推移	59
図表 63	国籍・地域別出国命令書の交付状況	60
図表 64	難民認定申請数の推移	61
図表 65	庇護数の推移	62
図表 66	難民不認定処分等に対する審査請求数及び処理状況の推移	63
図表 67	人身取引被害者数（平成 29 年）	66
図表 68	人身取引被害者数の推移	66
図表 69	DV被害者把握状況（平成 29 年）	68

図表 70	地方入国管理局別DV事案の認知被害者数の推移	68
図表 71	高度人材ポイント制の累計認定件数の推移	73
図表 72	難民認定制度の運用の更なる見直しの概要	94
図表 73	上陸審査の流れ	108
図表 74	査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手続の流れ	110
図表 75	在留資格一覧表(平成30年4月1日現在)	113
図表 76	中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ	121
図表 77	法務省と市区町村との情報連携	125
図表 78	退去強制手続及び出国命令手続の流れ	127
図表 79	難民認定申請の形態と手続	131
図表 80	入国管理局組織表	132
図表 81	法務省入国管理局所管事項	133
図表 82	地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況(実績)	135
図表 83	入国管理官署職員定員の推移	136
図表 84	予算額の推移	139
図表 85	出入国管理関係訴訟(本案事件)受理・終了件数の推移(平成29年末現在)	140

凡例

難民条約	難民の地位に関する条約
難民議定書	難民の地位に関する議定書
日米地位協定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
入管法	出入国管理及び難民認定法
入管法施行令	出入国管理及び難民認定法施行令
入管法施行規則	出入国管理及び難民認定法施行規則
上陸基準省令	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
入管特例法	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
入管特例法施行令	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令
入管特例法施行規則	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則
API(S)	Advance Passenger Information (System) (事前旅客情報(システム))
PNR	Passenger Name Record (乗客予約記録)
EPA	Economic Partnership Agreement (経済連携協定)
IATA・CAWG	International Air Transport Association・Control Authorities Working Group (国際航空運送協会・入国管理機関関係部会)
ICPO	International Criminal Police Organization (国際刑事警察機構)
IOM	International Organization for Migration (国際移住機関)
RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership (東アジア地域包括的経済連携)
UNHCR	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees (国際連合難民高等弁務官事務所) 又は United Nations High Commissioner for Refugees (国際連合難民高等弁務官)